

令和4年5月16日

お客さま各位

瀬戸信用金庫

「総合口座貸越利率」の変更について

平素は瀬戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では、金融情勢の変化により、令和4年8月21日（日）から、下記のとおり、総合口座の貸越利率を変更させていただきます。

今後も、お客さまへのサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる担保預金

定期預金、定期積金(注)

(注)定期積金については、平成27年8月3日以降、総合口座の取扱いを停止しています。

2. 変更内容

総合口座貸越利率

担保預金の種類	変更後の利率	変更前の利率
定期預金	約定利率+年 0.50%	約定利率+年0.25%
定期積金	約定利率+年 0.70%	約定利率+年0.45%

※引き上げ幅は、定期預金、定期積金ともに年0.25%です。

3. 変更日

令和4年8月21日（日）

8月21日（日）以降に発生する貸越取引より適用します。

4. 変更後の「総合口座取引規定」について

令和4年8月21日（日）以降、当金庫のホームページ「各種規定(約款)」でご確認ください。

※変更内容の詳細については別紙をご参照ください。

5. お問い合わせ先

瀬戸信用金庫 業務管理グループ

電話番号：0561-86-0130

受付時間：【平日】9:00～17:00

以上

変更内容（「総合口座取引規定」より抜粋）

(令和4年8月21日より適用)

別紙

変更後	変更前
<p>1.～8. (省略)</p> <p>9.(貸越金利息等)</p> <p>(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。</p> <p>A. 自由金利型期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合 その自由金利型期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年<u>0.50%</u>を加えた利率</p> <p>B. 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年<u>0.50%</u>を加えた利率</p> <p>C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年<u>0.50%</u>を加えた利率</p> <p>D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年<u>0.50%</u>を加えた利率</p> <p>E. 定額複利定期預金を貸越金の担保とする場合 その定額複利定期預金ごとにその「5年」の利率に年<u>0.50%</u>を加えた利率</p> <p>F. 定期積金を貸越金の担保とする場合 その定期積金ごとにその約定利回りに年<u>0.70%</u>を加えた利率</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>10.～24. (省略)</p>	<p>1.～8. (省略)</p> <p>9.(貸越金利息等)</p> <p>(1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。</p> <p>A. 自由金利型期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合 その自由金利型期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年<u>0.25%</u>を加えた利率</p> <p>B. 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年<u>0.25%</u>を加えた利率</p> <p>C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年<u>0.25%</u>を加えた利率</p> <p>D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年<u>0.25%</u>を加えた利率</p> <p>E. 定額複利定期預金を貸越金の担保とする場合 その定額複利定期預金ごとにその「5年」の利率に年<u>0.25%</u>を加えた利率</p> <p>F. 定期積金を貸越金の担保とする場合 その定期積金ごとにその約定利回りに年<u>0.45%</u>を加えた利率</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>10.～24. (省略)</p>